

基発 0403 第 6 号
令和 5 年 4 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 66 号。以下「改正省令」という。）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 168 号。以下「改正告示」という。）については、令和 5 年 4 月 3 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期したい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 27 条において、事業者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。

今般、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することとするため、特化則等につい

て所要の改正を行ったものである。

2 改正省令の概要

- (1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関する作業の区分、資格を有する者及び名称について、金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加したものであること（安衛則別表第 1 関係）。

- (2) 特化則の一部改正

ア 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしたものであること（特化則第 27 条第 2 項関係）。

イ 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定したこととしたものであること（特化則第 28 条の 2 関係）。

ウ 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとしたものであること（特化則第 51 条第 4 項関係）。

- (3) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に金属アーク溶接等限定技能講習を追加することとしたものであること（登録省令第 20 条第 15 号の 2 関係）。

3 改正告示の概要

金属アーク溶接等限定技能講習に係る科目の範囲、講習時間等を規定したこと。

4 施行期日等

- (1) 改正省令及び改正告示は、（改正省令の附則の一部規定を除き）令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとしたこと。

- (2) 登録教習機関の登録に関する所要の経過措置を設けること。

第 2 細部事項

1 特化則の一部改正関係

今回の改正は、事業者に対し、金属アーク溶接等作業を行う場合は、今回新設された金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから金属ア

ーク溶接等作業主任者を選任することを可能とするものであり、当然、事業者は、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えないこと。

2 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係

金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。

3 関係通達の改正

平成 16 年 2 月 17 日付け基発第 0217003 号通達の一部を次のように改正する。

別添（技能講習修了証明書の様式）を次のように改める。

別添

技能講習修了証明書の様式

(表面)

修了証明書番号		労働安全衛生法による技能講習修了証明書																													
氏名																															
生年月日		年月日																													
発行日		年月日																													
有無																															
講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	ショ	玉掛け	床ク	小ク	ガス	コ破	地山	土止	ず掘	ず覆	型枠	足場	鉄骨	コ解	鋼橋	コ橋									
採石	木建	はい	船内	ボ取	ボ据	普圧	化圧	木材	ブレ	乾燥	酸欠	酸硫	特化	鉛	四鉛	有機	地土	特四	石綿	ア溶											
有無																															

写真

指定機関名印

(裏面)

種類	技能講習を実施した機関の名称	修了証番号	修了年月日

(注1) 大きさは、縦55ミリメートル程度、横85ミリメートル程度とする。

(注2) 「講習の種類」欄の略称は、それぞれ次の技能講習を表わす。

整地：車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転	基礎：車両系建設機械(基礎工事用)運転
解体：車両系建設機械(解体用)運転	不整：不整地運搬車運転
高所：高所作業車運転	フォ：フォークリフト運転
ショ：ショベルローダー等運転	玉掛け：玉掛け
床ク：床上操作式クレーン運転	小ク：小型移動式クレーン運転
ガス：ガス溶接	コ破：コンクリート破碎器作業主任者
地山：地山の掘削作業主任者	土止：土止め支保工作業主任者
ず掘：ずい道等の掘削等作業主任者	ず覆：ずい道等の覆工作業主任者
型枠：型枠支保工の組立て等作業主任者	足場：足場の組立て等作業主任者
鉄骨：建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	コ解：コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
鋼橋：鋼橋架設等作業主任者	コ橋：コンクリート橋架設等作業主任者
採石：採石のための掘削作業主任者	木建：木造建築物の組立て等作業主任者
はい：はい作業主任者	船内：船内荷役作業主任者
ボ取：ボイラー取扱	ボ据：ボイラー据付け工事作業主任者
普圧：普通第一種圧力容器取扱作業主任者	化圧：化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者
木材：木材加工用機械作業主任者	ブレ：プレス機械作業主任者
乾燥：乾燥設備作業主任者	酸欠：酸素欠乏危険作業主任者
酸硫：酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	特化：特定化学物質等作業主任者
鉛：鉛作業主任者	四鉛：四アルキル鉛等作業主任者
有機：有機溶剤作業主任者	地土：地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
特四：特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	石綿：石綿作業主任者
ア溶：金属アーク溶接等作業主任者限定	

○厚生労働省令第六十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第七十六条第三項、第七十七条第一項及び第一百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二日

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

		別表第一（第十六条、第十七条関係）	改正後
		作業の区分	
		(略)	(略)
ガウジングする作業その いて金属を溶断し、又は 接する作業、アークを用 い第六条第十八号の作業 のうち、金属をアーク溶	令第六条第十八号の作業 のうち、次の二項に掲げ る作業以外の作業	令第六条第十八号の作業 のうち、次の二項に掲げ る作業以外の作業	資格を有する者
等作業主任者限定 (金属アーク溶接 業主任者技能講習	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作 業主任者技能講習	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作 業主任者技能講習 (講習科目を次項 の金属アーク溶接 等作業に係るもの に限定したもの) 以下「金属アーク 溶接等作業主任者 限定技能講習」と いう。)を除く。 令第六条第二十号 の作業の項において 同じ。)を修了した者	特定化学物質 作業主任者 (略)
者 接等作業主任	金属アーク溶		名 称

(傍線部分は改正部分)

備考 （略）	（略） 以下この項において「金属アーチ溶接等作業」という。）	他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（）
	（略）	）を修了した者技能講習を含む。
	（略）	

備考 （略）	（略）	
	（略）	
	（略）	

（四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正）

第二条 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(四アルキル鉛等作業主任者の選任)</p> <p>第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化 学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特定化学物質障 害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十七条第二 項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。 第二十七条において同じ。）を修了した者のうちから、四アルキ ル鉛等作業主任者を選任しなければならない。</p>	<p>(四アルキル鉛等作業主任者の選任)</p> <p>第十四条 事業者は、令第六条第二十号の作業については、特定化 学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のう ちから、四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならない。</p>

第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則
（昭和四十七年労働省令第三十九号）の定めるところによる。

第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則
の定めるところによる。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第三条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特定化学物質作業主任者等の選任)	(特定化学物質作業主任者の選任)
<p>第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（次項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を除く。第五十一条第一項及び第三項において同じ。）（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</p> <p>事業者は、前項の規定にかかわらず、令第六条第十八号の作業のうち、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）については、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（第五十一条第四項において「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。</p>	<p>第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</p>
(略)	(新設)
3	2
(金属アーク溶接等作業主任者の職務)	(新設)
<p>第二十八条の二 事業者は、金属アーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸いしないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。</p> <p>二 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。</p> <p>三 保護具の使用状況を監視すること。</p>	

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の2、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の3に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一（四）（略）

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

イ（略）

ロ|金属アーケ溶接等作業を行う作業場
ハ|へ（略）
(削る)

ト（略）

（金属アーケ溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーケ溶接等作業を行う屋内作業場については、当該金属アーケ溶接等作業に係る溶接ヒュード

(掲示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、8の2、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から22の5まで、23の2から24まで、26、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の3に掲げる物若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の2、第十一号から第十二号まで、第十三号の2から第十五号の2まで、第十八号の2から第十九号の5まで、第二十一号、第二十二号の2から第二十二号の5まで、第二十三号の2から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の2、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の2若しくは第三十四号の3に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一（四）（略）

五 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨

イ（略）

ロ|新設
ハ|本（略）
ト（略）

ト（略）

（金属アーケ溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一 事業者は、金属アーケ溶接等作業、アーケを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接

ムを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーケン溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けることを要しない。

2
12
(略)

第五十一条 (略)

4
2
3
(略)

前三項の規定は、金属アーケン溶接等作業主任者限定技能講習について準用する。この場合において、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」とあるのは「金属アーケン溶接等作業主任者限定技能講習」と、「特定化学物質及び四アルキル鉛に係る」とあるのは「溶接ヒュームに係る」と読み替えるものとする。

ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「金属アーケン溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーケン溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーケン溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けることを要しない。

2
12
(略)

第五十一条 (略)

2
3
(新設)

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第四条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第
四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録の区分) 第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一（十四）（略）</p> <p>十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>十五の二 講習科目を令第六条第十八条号の作業のうち、金属をアーレク溶接する作業、アーレクを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習</p> <p>十六（二十六）（略）</p>	<p>(登録の区分) 第二十条 法第七十七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一（十四）（略）</p> <p>十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（新設）</p> <p>十六（二十六）（略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(登録教習機関に関する経過措置)

2 第四条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第二十条第十五号の二に掲げる区分について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条の登録（次項において単に「登録」という。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。同法第七十七条第三項において準用する同法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

3 この省令の施行の日前において第四条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「旧登録省令」という。）第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けている者は、この省令の施行の日において新登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に

係る当該登録の有効期間は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日における旧登録省令第二十条第十五号の区分に係る登録教習機関として受けた登録の残存期間と同一の期間とする。

○厚生労働省告示百六十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正）

第一条 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

			(講習科目の範囲及び時間)
			第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。
			改 正 後
第十七条 第二十九条	号) 第三十九条	労働省令	四十七年
		則(昭和)	害予防規
		学物質障	特定化
		技能講習	任者限定期
		等作業主	業主任者
		ル鉛等作	物質及び特
		リク溶接	定化
		(金属アル	物質及び特
		キ溶接等	定化
		能講習	定化
		者限定期	定化
		作業主任者	定化
			金属アリ
			講習時間
			(講習科目の範囲及び時間)
			第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。
			改 正 前
			(講習科目の範囲及び時間)
			第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。
			(新設)
			講習時間
			(傍線部分は改正部分)

る知識 の改善方 法に關す る作業環 境	健康障害 及びその 予防措置 に關する 知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
つては三 主能技工 業作業者 時間四時 間()	時間)つては三 能技工業者 時間四時 間()	

識 関 保 護 す る 知 具 に	
(略)	
(略)	
(略)	
る 保 護 具 に 係 業 に 接 等 ク 溶 金 屬 ア ー	法 改 善 の 方 評 価 及 び 業 環 境 の 作 業 管 理 の 設 備 の 具 そ の 他 に 係 る 器 同じ。 う。以 下 の う。 作 業 を い 取 り 扱 う し、 又 は ム を 製 造 接 ヒ ュ ー の 他 の 溶 ジ ン グ す る 作 業 そ ジ ン グ す 又 は ガ ウ 溶 断 し、 て 金 属 を ク 用 い 業 、 ア ー 接 す る 作 ア ー ク 溶 (金 屬 を
(略)	時間) 時間 つ て は 二 講 習 に あ 限 定 技 能 業 主 任 者 接 等 作 ア ー ク 溶 時 間 、 金

識 関 保 護 す る 具 に 知	
(略)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	時間

（金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正）

第一条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和二年厚生労働省告示第二百八十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならぬ。

一 試料空気の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

改 正 前

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第一項に規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならぬ。

一 試料空気の採取は、特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二
（略）
四

二
（略）
四

附 則

この告示は、令和六年一月一日から適用する。